

【パブリックコメントにおける注記】

(注) 問・答が法令上の条文番号を基本とした順になるよう並び替えを行いました。

令和●年●月●日

金融庁企画市場局

株券等の公開買付けに関するQ & A

<目次>

(問1) 法第24条第1項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。	1
(問2) いわゆるスクイーズ・アウトの方法として、公開買付けの後、対象者が発行済株式を全部取得条項付種類株式に変更した上で取得を行い、取得の対価として交付する株式の1株に満たない端数を処理するために、会社法第234条の規定に基づき、端数の合計数に相当する数の株式を売却する場合、当該売却される株式を取得する買主は、公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。	2
(問3) 会社法上の合併や株式交換等のいわゆる組織再編による株券等の取得について公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。	2
(問4) 会社法上の株式交付による株券等の取得について公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。	2
(問5) コール・オプションの行使による株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。	3
(問6) プット・オプションが行使されたことによる株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。	3
(問7) 有価証券報告書提出会社の株券等の30%超を所有する資産管理会社の株式を取得することは、対象者の「株券等の買付け等」に該当しますか(法第27条の2第1項関係)。	4
(問8) 組合の解散に伴い、組合員が、出資額に応じた残余の組合財産の分配として株券等を取得する場合、公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。	4
(問9) いわゆるスクイーズ・アウトの方法として、公開買付けの後、対象者が発行済株式を全部取得条項付種類株式に変更した上で取得を行い、取得の対価として対象者の別の種類の株式(新たに発行する株式又は自己株式)を交付する場合、交付を受ける者は公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。	5
(問10) 株券等に係る担保権を取得する場合、公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。	6

- (問 11) 公開買付けを行う必要がないものとされる「担保権の実行による株券等の買付け等」には、いわゆる処分清算型の担保権の実行において処分の相手方が担保株券等を取得する場合がありますか(法第 27 条の 2 第 1 項関係)。 6
- (問 12) いわゆる形式的基準による特別関係者から行う株券等の買付け等において、公開買付けを行う必要がないものとされる要件である「一年間継続」は、異なる種類の特別関係者である期間を通算することができますか(法第 27 条の 2 第 1 項関係)。 6
- (問 13) いわゆる形式的基準による特別関係者を相手方として、立会外取引を利用した株券等の買付け等(いわゆるクロス取引、相手方指定取引等)を行う場合、公開買付けを行う必要がありますか(法第 27 条の 2 第 1 項関係)。 7
- (問 14) 金融商品取引業者が、①顧客からの買付け等の決済に先立ち、当該買付け等に係る株券等の売付け等を約定する場合、顧客からの買付け等であって、その後に売付け等を行うものに該当しますか。
- また、②グローバルに展開する金融商品取引業者において、その日本法人が顧客から株券等の買付け等を行った後、海外のグループ会社に当該株券等を売却し、当該グループ会社が第三者への売付け等を行う場合はどうですか(法第 27 条の 2 第 1 項関係)。 8
- (問 15) いわゆる「僅少な買付け等」において、公開買付けを行う必要がないものとされる要件である「1 年間 1 %未満」は、特別関係者による買付け等についても合算する必要がありますか(法第 27 条の 2 第 1 項関係)。 9
- (問 16) 公開買付者が、公開買付けの対象者の取締役であって当該対象者の株券等を所有する者に対し、公開買付けの成立後における対象者の取締役としての報酬を約束した場合、買付け等の価格が「均一の条件」でなくてはならないとされることとの関係で問題がありますか(法第 27 条の 2 第 3 項、第 27 条の 3 第 2 項、第 27 条の 10 第 1 項関係)。 10
- (問 17) 公開買付者は、①対象者の株式 2 株を応募した株主に対し、買付け等の対価として公開買付者の株式(又は公開買付者の親会社の株式) 1 株を交付し、②対象者の株式 1 株を応募した株主に対し、買付け等の対価として端数株式の代わりに金銭を交付することができますか。
- また、公開買付者(又は公開買付者の親会社)は、1 単元の株式数を 100 株とする株式会社ですが、①対象者の株式 200 株を応募した株主に対し、買付け等の対価として公開買付者の株式(又は公開買付者の親会社の株式) 100 株を交付し、②200 株未満の対象者の株式を応募した株主に対し、買付け等の対価として単元未満株式の代わりに金銭を交付することができますか(法第 27 条の 2 第 3 項、第 27 条の 3 第 2 項関係)。 11
- (問 18) 有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、決済に要する有価証券のため、公開買付けの開始後に株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、公開買付届出書の添付書類である「有価証券等…の存在を示すに足る書面」としてどのような書面を添付する必要がありますか(法第 27 条の 3 第 2 項関係)。 12

- (問 19) 産競法第 30 条第 1 項の規定による有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、公開買付者は、買付け等の対価として端数株式を交付する場合、端数株式の交付後に端数処理による金銭の交付を行うこととなりますが(産競法第 30 条第 3 項の規定により読み替えて準用する会社法第 234 条第 1 項)、この場合、端数株式の交付を「遅滞なく」行えば足りるでしょうか、それとも端数処理による金銭の交付まで「遅滞なく」行う必要がありますか(法第 27 条の 2 第 5 項関係)。.....13
- (問 20) 公開買付者が、公開買付けへの応募の方法として、会社法上のいわゆる株主名簿記載事項証明書の提出を必要とすることを定めることはできますか(法第 27 条の 2 第 5 項関係)。.....14
- (問 21) 買付者の曾孫会社は、いわゆる形式的基準による特別関係者に該当しますか。また、玄孫会社についてはどうですか(法第 27 条の 2 第 7 項第 1 号関係)。.....14
- (問 22) 買付者が株式会社である場合、その取締役ではない執行役員は、いわゆる形式的基準による特別関係者となる「役員」に該当しますか(法第 27 条の 2 第 7 項関係)。.....15
- (問 23) 組合が組合の事業活動として行う株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がある場合、公開買付者・特別関係者となるのは誰ですか(法第 27 条の 2 第 7 項第 1 号、法第 27 条の 3 第 1 項及び第 2 項関係)。.....16
- (問 24) 株主総会の基準日後、株主総会の前に、株式を売買するとともに、売主が、売却する株式についての当該株主総会における議決権行使を買付者に委任する場合、売主は、いわゆる実質的基準による特別関係者に該当しますか(法第 27 条の 2 第 7 項第 2 号関係)。.....17
- (問 25) 株券等所有割合の計算において、①対象者が所有する自己株式や②いわゆる相互保有により議決権のない株式はどのように取り扱われますか(法第 27 条の 2 第 8 項関係)。.....17
- (問 26) 株券等所有割合の計算において、買付者又はその特別関係者が出資する組合が、組合財産として所有する対象者の株券等はどのように取り扱われますか(法第 27 条の 2 第 8 項関係)。.....18
- (問 27) 公開買付開始公告の「公開買付けの目的」にはどのような事項を記載する必要がありますか(法第 27 条の 3 第 1 項関係)。.....19
- (問 28) 公開買付開始公告に先立ち、公開買付けを実施することを予告する場合、どのような点に留意する必要がありますか(法第 27 条の 3 第 1 項関係)。.....19
- (問 29) 公開買付けに要する資金について、公開買付けの開始後に第三者から貸付けを受ける場合、公開買付届出書の添付書類である「公開買付けに要する資金…の存在を示すに足る書面」としてどのような書面を添付する必要がありますか(法第 27 条の 3 第 2 項関係)。.....20
- (問 30) ①公開買付けの対象者が自己株式を所有している場合や②公開買付者の特別関係者が所有する株券等について当該公開買付けに応募しないことを合意している場合であっても、いわゆる全部勧誘義務が生じる場合には、「買付け等に要する資金等」及び「公開買付けに要する資金」にそれらの株券等に相当する金額も含める必要が

あります（法第 27 条の 3 第 2 項関係）。	21
（問 31）公開買付けにおいて、買付価格の公正性に影響を及ぼし得る事情や利益相反を生じさせ得る事情がある場合、当該事情を公開買付届出書や意見表明報告書に記載する必要があります（法第 27 条の 3 第 2 項、第 27 条の 10 第 1 項関係）。	22
（問 32）対象者が、金融商品取引所の規則に基づきプレスリリースを公表した場合、公開買付者は、公開買付届出書の「対象者の状況」の「その他」欄の記載や訂正届出書の提出を行う必要があります（法第 27 条の 3 第 2 項第 3 号、第 27 条の 8 第 2 項関係）。	23
（問 33）令第 10 条に掲げる者（公開買付代理人等）が、公開買付者の特別関係者である場合、公開買付期間中に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等を行うことができます（法第 27 条の 5 第 3 号関係）。	23
（問 34）公開買付期間中に対象者又は公開買付者が有価証券報告書を提出した場合、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書の提出、訂正した公開買付説明書の交付を行う必要があります（法第 27 条の 8 第 2 項、第 27 条の 9 第 3 項関係）。	23
（問 35）公開買付期間中に対象者が半期報告書を提出した場合、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があります。また、公開買付者が半期報告書を提出した場合はどうですか（法第 27 条の 8 第 2 項関係）。	24
（問 36）対象者の業務執行を決定する機関が剰余金の配当を行うことについての決定をしたことを公開買付けの撤回事由とすることができます（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。	25
（問 37）公開買付けに要する資金について、公開買付けの開始後に第三者から貸付けを受ける場合において、当該貸付けを受けることができないことを公開買付けの撤回事由とすることができます（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。	26
（問 38）公開買付けに先立ち、公開買付者と対象者の大株主との間で、公開買付者の行う公開買付けに大株主が応募する旨の合意をします。当該合意の内容として、特定の事由が生じた場合には、大株主が応募を取り止めることを義務付けることは、公開買付規制上、どのような問題がありますか（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。	26
（問 39）公開買付けに係る株券等の買付け等について、公開買付者が、公開買付期間中に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受けた場合、公開買付けの撤回等を行うことができますか。裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合はどうですか（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。	27
（問 40）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付期間の末日の前日までに公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けられないときには、公開買付けの撤回等を行うことができますか（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。	28
（問 41）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出が必要な場合、公開買付届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄にどのような記載をする必要がありますか。また、添付書類として、どのような書類を添	

付する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 2 項関係）。	29
（問 42）公開買付けに係る株券等の買付け等について①公開買付けの開始前に公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、公開買付期間中に待機期間が終了した場合、②公開買付期間中に公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合、それぞれ公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか（法第 27 条の 8 第 2 項関係）。	29
（問 43）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付期間中に公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けられない場合、公開買付期間を延長することはできますか（法第 27 条の 6 第 1 項関係）。	30
（問 44）応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付す場合、公開買付届出書に、買付け等を行う当該株券等の数の上限として具体的な数を記載する必要がありますか（法第 27 条の 13 第 4 項関係）。	31
（問 45）公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の上限・下限を、当該株券等の種類ごとに定めることはできますか（法第 27 条の 13 第 4 項関係）。 ..	31
（問 46）公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の上限・下限を、当該株券等の種類ごとに定める場合に、公開買付届出書の「買付予定数の下限」及び「買付予定数の上限」には、どのような事項を記載する必要がありますか（法第 27 条の 13 第 4 項関係）。	32

（凡例）

法：金融商品取引法

令：金融商品取引法施行令

他社株府令：発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令

独占禁止法：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

1. このQ & Aにおける回答は、あくまでも、法令に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。また、異なる前提条件（投資者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えられる新たな取引手法等を含みます。）が存在する場合や関係法令が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。
2. このQ & Aにおける回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものではありません。
3. このQ & Aにおいて取り上げた項目に限らず、一般論として、法令の解釈・適用にあたっては、当該法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされるべきであると考えられます。

（問１）法第 24 条第 1 項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか（法第 27 条の 2 第 1 項関係）。

（答）

法第 24 条第 1 項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等については、公開買付けによる必要はないと考えられます。

（注）法第 2 条第 33 項に規定する特定上場有価証券又は令第 2 条の 12 の 4 第 3 項第 2 号に規定する特定店頭売買有価証券である株券等の発行者ではないことを前提とします。

ただし、一旦法第 24 条第 1 項ただし書の要件に該当し、有価証券報告書の提出を要しないこととなった場合であっても、再度、有価証券報告書の提出義務が生じている場合には、当該発行者の株券等の買付け等であって法第 27 条の 2 第 1 項各号に該当するものは、公開買付けによらなければならないため、当該買付け等の時点における提出義務の有無を慎重に確認する必要があります。

（問２）いわゆるスクイーズ・アウトの方法として、公開買付けの後、対象者が発行済株式を全部取得条項付種類株式に変更した上で取得を行い、取得の対価として交付する株式の１株に満たない端数进行处理するために、会社法第 234 条の規定に基づき、端数の合計数に相当する数の株式を売却する場合、当該売却される株式を取得する買主は、公開買付けを行う必要がありますか（法第 27 条の 2 第 1 項関係）。

（答）

通常、公開買付けを行う必要はないと考えられます。

（問３）会社法上の合併や株式交換等のいわゆる組織再編による株券等の取得について公開買付けを行う必要がありますか（法第 27 条の 2 第 1 項関係）。

（答）

①当該組織再編（株式交付を除きます。以下この問において同じです。）の当事会社が株券等を（承継）取得する場合、②当該組織再編の当事会社の株主等が当該組織再編の対価として株券等の交付を受ける場合のいずれについても、通常、「株券等の買付け等」には該当せず、公開買付けを行う必要はないと考えられます。

ただし、例えば、他の会社の株券等のみを対象とする吸収分割（いわゆる無対価分割を除きます。）のように、実質的には相対での株券等の譲受けの一形態に過ぎないと認められる場合には、この限りではないと考えられます。

（問４）会社法上の株式交付による株券等の取得について公開買付けを行う必要がありますか（法第 27 条の 2 第 1 項関係）。

（答）

会社法上の株式交付により、株式交付親会社が株式交付子会社の株券等を取得する場合は、通常、「株券等の買付け等」に該当し、法第 27 条の 2 第 1 項各号の要件に該当する場合、公開買付けを行う必要があると考えられます。

これに対し、株式交付子会社の株主等が当該株式交付の対価として株式交付親会社の株券等の交付を受ける場合は、通常、「株券等の買付け等」には該当せ

ず、公開買付けを行う必要はないと考えられます。

ただし、例えば、当該株式交付が実質的には株式交付子会社の株主等による当該株式交付の対価である株式交付親会社の株券等の取得を目的とするものと認められる場合等、公開買付規制の趣旨に反すると認められる場合には、この限りではないと考えられます。

（問５）コール・オプションの行使による株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか（法第 27 条の 2 第 1 項関係）。

（答）

法第 27 条の 2 第 1 項各号の要件に該当する場合、通常、公開買付けを行う必要があると考えられますが、取引の実態に照らし、公開買付規制の趣旨に反しないと認められる場合には、この限りではないと考えられます。

（注）コール・オプションの取得（令第 6 条第 3 項第 2 号に規定するオプションの取得をいいます。）自体も「株券等の買付け等」に該当し（法第 27 条の 2 第 1 項、令第 6 条第 3 項第 2 号）、公開買付けを行う必要があることに留意する必要があります。

なお、売買の一方の予約により予約完結権を有する場合における、当該予約完結権の行使による株券等の買付け等についても同様であると考えられます。

（問６）プット・オプションが行使されたことによる株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか（法第 27 条の 2 第 1 項関係）。

（答）

法第 27 条の 2 第 1 項各号の要件に該当する場合、通常、公開買付けを行う必要があると考えられますが、取引の実態に照らし、公開買付規制の趣旨に反しないと認められる場合には、この限りではないと考えられます。

（注）プット・オプションの付与自体は「株券等の買付け等」には該当せず（令第 6 条第 3 項第 2 号参照）、公開買付けを行う必要はありません。

（問 7）有価証券報告書提出会社の株券等の 30%超を所有する資産管理会社の株式を取得することは、当該有価証券報告書提出会社の「株券等の買付け等」に該当しますか（法第 27 条の 2 第 1 項関係）。

（答）

当該資産管理会社の株式の取得は、原則として当該有価証券報告書提出会社（以下この問において「対象者」といいます。）の「株券等の買付け等」に該当するものではありません。

ただし、当該資産管理会社の株式の有償の取得であって、当該資産管理会社の総株主等の議決権の過半数を取得することになるものを、専ら対象者の株券等を取得し、又は当該株券等に係る議決権の行使について当該資産管理会社に対して指図を行うことを目的として行う場合には、対象者の「株券等の買付け等」に該当するものと考えられます（他社株府令第 2 条の 2 第 2 号）。

このような資産管理会社の株式の有償の取得を行う場合であって、法第 27 条の 2 第 1 項各号に該当するときは、あわせて対象者の株券等について公開買付けを行う必要があります。このような公開買付けを行う場合には、公開買付規制の趣旨に抵触しないよう、例えば、当該資産管理会社の株式の取得とともに対象者に対する公開買付け（買付予定数の上限を定めていない）を行い、当該公開買付けにおける公開買付開始公告及び公開買付届出書において資産管理会社の株式の取得を含む取引の全容が開示されるとともに、当該資産管理会社の株式の取得を通じて行われる対象者の「株券等の買付け等」における買付け等の価格が公開買付価格と同額以下であると認められる場合（資産管理会社が所有する対象者の株券等が公開買付価格と同額以下に評価され、かつ、他の資産の評価の合理性につき公開買付届出書において説明がなされている場合等）などの要件を満たす方法で行うことが考えられます。

（問 8）組合の解散に伴い、組合員が、出資額に応じた残余の組合財産の分配として株券等を取得する場合、公開買付けを行う必要がありますか（法第 27 条の 2 第 1 項関係）。

（答）

個別事案ごとに判断する必要がありますが、残余の組合財産の分配の方法が（当該組合員以外の）業務執行を決定する組合員（以下「業務執行組合員等」といいます。）の裁量により決定された場合には、通常、自らの意思に基づき株

券等を取得すると認められないため、「株券等の買付け等」には該当せず、公開買付けを行う必要はないと考えられます。

これに対し、例えば、

- ① 残余の組合財産の分配の方法（現物によるか金銭によるか）を当該組合員が自ら選択する場合（現物によることを業務執行組合員等が裁量により決定した場合に、当該組合員が金銭により分配することを求めることができるに過ぎない場合は、これに含まれないと考えられます。）や当該組合員と業務執行組合員等が合意（書面であるか口頭であるかを問いません。）により決定する場合
- ② 近いうちに当該組合が解散し、残余の組合財産の分配として当該株券等が交付されることを知って当該組合に出資を行い、結果的に当該株券等を取得する場合
- ③ 組合契約の締結時に、当該組合が当該株券等を取得すること及び残余の組合財産を現物により分配することが合意されていた場合

など、実質的に当該組合員が自らの意思に基づき当該株券等を取得すると認められる場合（最終的に当該株券等を取得するために当該組合への出資という方法を利用した場合を含みます。）には、「株券等の買付け等」に該当し、法第27条の2第1項各号の要件に該当する場合、公開買付けを行う必要があると考えられます。

なお、会社の解散に伴う残余財産の分配についても、基本的に同様であると考えられます。

（問9）いわゆるスクイーズ・アウトの方法として、公開買付けの後、対象者が発行済株式を全部取得条項付種類株式に変更した上で取得を行い、取得の対価として対象者の別の種類の株式（新たに発行する株式又は自己株式）を交付する場合、交付を受ける者は公開買付けを行う必要がありますか（法第27条の2第1項関係）。

（答）

通常、「株券等の買付け等」には該当せず、公開買付けを行う必要はないと考えられます。

（問 10）株券等に係る担保権を取得する場合、公開買付けを行う必要がありますか（法第 27 条の 2 第 1 項関係）。

（答）

当該担保権が質権であるか譲渡担保権であるかにかかわらず、担保権を取得しただけでは、通常、「株券等の買付け等」には該当せず、公開買付けを行う必要はないと考えられます。

ただし、譲渡担保権については、当事者の目的や権利内容等の点において担保権としての実質を備えているもの（例えば、担保権設定者について特別株主の申出（社債、株式等の振替に関する法律第 151 条第 2 項第 1 号参照）が行われるなど）でなければならないことに留意する必要があります。

また、担保権の実行による株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がないこと（令第 7 条第 1 項第 7 号）を利用して、公開買付けを行わずに株券等の買付け等を行うために担保権を取得し、実行するような場合、公開買付規制に抵触するものと考えられます。

（問 11）公開買付けを行う必要がないものとされる「担保権の実行による株券等の買付け等」には、いわゆる処分清算型の担保権の実行において処分の相手方が担保株券等を取得する場合がありますか（法第 27 条の 2 第 1 項関係）。

（答）

「担保権の実行による株券等の買付け等」の場合、公開買付けを行う必要はありませんが（令第 7 条第 1 項第 7 号）、いわゆる処分清算型の担保権の実行において処分の相手方が担保株券等を取得する場合は、これに含まれないと考えられます。

（問 12）いわゆる形式的基準による特別関係者から行う株券等の買付け等において、公開買付けを行う必要がないものとされる要件である「一年間継続」は、異なる類型の特別関係者である期間を通算することができますか（法第 27 条の 2 第 1 項関係）。

(答)

「一年間継続」(他社株府令第3条第1項)の要件は、異なる種類の特別関係者である期間を通算することができると考えられます。

例えば、①買付者の子会社であった者が、その後、買付者の孫会社となった場合における子会社であった期間と孫会社であった期間、②買付者の役員であった者が、その後、買付者に対して特別資本関係を有する者となった場合における買付者の役員であった期間と買付者に対して特別資本関係を有する者であった期間が連続しており、当該期間が通算して1年間継続している場合には、「一年間継続」の要件に該当するものと考えられます。

なお、関係法人等(令第7条第1項第5号)から行う株券等の買付け等(法第27条の2第1項第2号に規定する特定市場外買付け等を除きます。)において、公開買付けを行う必要がないものとされる要件である「一年間継続」(他社株府令第2条の4第2項)についても同様であると考えられます。

(注) なお、「特定市場外買付け等」(令第7条第6項参照)の要件である「10名超」のカウントは、基本的にのべ数でカウントする必要がありますが、日常的に業務として株券等の取引を行う関係にある特定の相手方との間で反復継続して株券等の買付け等が行われる場合(例えば、証券会社や信託銀行の間でインデックス運用のために行われる売買等)は、当該特定の相手方は1名としてカウントすれば足りるものと考えられます。ただし、当該特定の相手方を介して実質的に複数の者から株券等の買付け等を行う場合には、この限りではないと考えられます。

(問 13) いわゆる形式的基準による特別関係者を相手方として、立会外取引を利用した株券等の買付け等(いわゆるクロス取引、相手方指定取引等)を行う場合、公開買付けを行う必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。

(答)

立会外取引を利用した株券等の買付け等であっても、当該買付け等の相手方が、いわゆる形式的基準による特別関係者(法第27条の2第7項第1号の特別関係者)であると特定することができる場合には、公開買付けを行う必要はないと考えられます。

（問 14）金融商品取引業者が、①顧客からの買付け等の決済に先立ち、当該買付け等に係る株券等の売付け等を約定する場合、顧客からの買付け等であって、その後に売付け等を行うものに該当しますか。

また、②グローバルに展開する金融商品取引業者において、その日本法人が顧客から株券等の買付け等を行った後、海外のグループ会社に当該株券等を売却し、当該グループ会社が第三者への売付け等を行う場合はどうですか（法第 27 条の 2 第 1 項関係）。

（答）

金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限ります。）がその業務に関して行う株券等の買付け等のうち、市場価格を基礎として取引状況を勘案した適正な価格で顧客から行う株券等の買付け等（買付け等の後の株券等所有割合が 30%を超えるものを除きます。）であって、次のいずれかに該当する場合、当該買付け等については公開買付けによる必要はないと考えられます（法第 27 条の 2 第 1 項ただし書、令第 7 条第 1 項第 17 号、他社株府令第 2 条の 7 第 1 号）。

- ・ 単元未満株式の買付け等のうち、当該買付け等の後遅滞なくその売付け等を行うことを目的として行うもの
- ・ 株券等の買付け等のうち、当該買付け等の後直ちにその売付け等を行うことを目的として行うもの

なお、単元未満株式の買付け等については、他の単元未満株式の買付け等を通じて単元株式となった後に速やかに売却することを目的としている場合には、「遅滞なくその売付け等を行うことを目的」としている場合に該当すると考えられます。

他方、「直ちにその売付け等を行うことを目的」とする場合については、売付け等の約定をして受渡しを了していない株券等のうち約定から 5 営業日以内に決済をするものは株券等所有割合に算入する必要がないことに鑑みれば（法第 27 条の 2 第 8 項第 1 号、他社株府令第 7 条第 1 項第 4 号）、買付け等の約定の後概ね 5 営業日以内に売却するような場合には、これに該当すると考えられます。

（注）「遅滞なくその売付け等を行う目的」、「直ちにその売付け等を行うことを目的」があればよく、市場の状況等により結果的に「遅滞なく」又は「直ちに」売付け等ができなかったとしても、そのことのみをもって直ちに公開買付規制に抵触するものではないと考えられます。

①については、買付け等の決済の後に売付け等の決済を行うことを目的とする場合には、「当該買付け等の後…その売付け等を行う」ものに該当すると考えられます。

②については、(i)日本法人が顧客から行う株券等の買付け等と(ii)海外のグループ会社が当該日本法人から行う株券等の買付け等と区別して考える必要があります。

(i)については、買付け等を行った後直ちに海外のグループ会社に売却する目的で顧客から買付け等を行っている場合には、「買付け等の後…その売付け等を行うことを目的」としていると考えられます。

(ii)については、日本法人が買付け等の前から1年間継続して当該グループ会社の形式的特別関係者に該当する場合には、形式的特別関係者からの買付け等として、公開買付けは不要であると考えられます(法第27条の2第1項ただし書)。

また、個別事案ごとに判断する必要がありますが、日本法人が買付け等の前から1年間継続して当該グループ会社の形式的特別関係者に該当しない場合であっても、当該日本法人が当該グループ会社の関係法人等(令第7条第1項第5号)に該当し、当初から一連の取引として日本法人による顧客からの買付け等、当該グループ会社による日本法人からの買付け等及び当該グループ会社による第三者への売付け等を行うことを予定していた場合には、当該グループ会社による日本法人からの買付け等は、実質的には当該グループ会社が当該顧客から直接買付け等を行ったものとして、「顧客から行う株券等の買付け等」に該当するものと考えられます。

(問15) いわゆる「僅少な買付け等」において、公開買付けを行う必要がないものとされる要件である「1年間1%未満」は、特別関係者による買付け等についても合算する必要がありますか(法第27条の2第1項関係)。

(答)

特別関係者による買付け等に係る株券等の数は算入する必要はないと考えられます。

ただし、例えば、特別関係者がペーパーカンパニーである場合のように、実質的には買付者自身による買付け等の一形態に過ぎないと認められる場合には、この限りではないと考えられます。

（問 16）公開買付者が、公開買付けの対象者の取締役であって当該対象者の株券等を所有する者に対し、公開買付けの成立後における対象者の取締役としての報酬を約束した場合、買付け等の価格が「均一の条件」でなくてはならないとされることとの関係で問題がありますか（法第 27 条の 2 第 3 項、第 27 条の 3 第 2 項、第 27 条の 10 第 1 項関係）。

（答）

取引の実態に照らし、個別事案ごとに判断する必要がありますが、当該取締役がその所有する株券等を当該公開買付けに応募する場合において、公開買付者（実質的にこれと同視される者を含みます。例えば、公開買付者の親会社は、通常、これに該当すると考えられます。）が当該取締役に対して約束した「報酬」が、当該株券等の対価としての性質を有すると認められるときは、「均一の条件」（法第 27 条の 2 第 3 項）に反すると考えられます。

当該「報酬」が当該株券等の対価としての性質を有するか否かの判断にあたっては、例えば、以下の点に留意する必要があると考えられます。

- ・ 従前の報酬と新たな「報酬」との相違（相違がある場合、その合理的理由の有無）
- ・ 当該「報酬」が支払われる時期（一時金として支払われるものか継続的に支払われるものかなど）及び条件（公開買付けの成立のみを条件とするものか一定の業績の達成を条件とするものかなど）
- ・ 当該取締役が応募する株券等の数（当該取締役の応募の有無が公開買付けの成否に与える影響の大小）
- ・ 当該「報酬」額の計算の基準及び根拠（当該取締役が応募する株券等の数を基準とするものであるかなど）

なお、当該約束は、公開買付届出書の「公開買付けに係る重要な合意」欄（他社株府令第 2 号様式記載上の注意（14））に具体的に記載する必要があるとともに、公開買付届出書及び意見表明報告書の記載事項である、当該取締役に対する利益の供与（他社株府令第 25 条第 1 項第 5 号、第 2 号様式記載上の注意（37）、第 4 号様式記載上の注意（12））に該当するものでないかにも留意する必要があります。利益の供与に該当するか否かは個別事案ごとに判断する必要がありますが、従前の報酬よりも新たな報酬のほうが相当高額である場合や公開買付けの成立後に一時金が支払われる場合など、当該取締役が当該公開買付けの成立

に対して個人的な利益に基づくインセンティブを持ち得る場合には、利益の供与に該当するものと考えられます。

(注) 当該約束が公開買付期間中になされた場合、公開買付届出書の訂正届出書（及び意見表明報告書の訂正報告書）の提出が必要になることに留意する必要があります。

また、報酬の約束の有無にかかわらず、対象者の代表取締役等の選定若しくは解職又は役員の構成の変更を予定している場合には、その内容及び必要性を公開買付届出書の「公開買付け後の経営方針」欄に記載する必要があることに留意する必要があります（他社株府令第2号様式記載上の注意（10））。

（問 17）公開買付者は、①対象者の株式2株を応募した株主に対し、買付け等の対価として公開買付者の株式（又は公開買付者の親会社の株式）1株を交付し、②対象者の株式1株を応募した株主に対し、買付け等の対価として端数株式の代わりに金銭を交付することができますか。

また、公開買付者（又は公開買付者の親会社）は、1単元の株式数を100株とする株式会社ですが、①対象者の株式200株を応募した株主に対し、買付け等の対価として公開買付者の株式（又は公開買付者の親会社の株式）100株を交付し、②200株未満の対象者の株式を応募した株主に対し、買付け等の対価として単元未満株式の代わりに金銭を交付することができますか（法第27条の2第3項、第27条の3第2項関係）。

（答）

有価証券をもって買付け等の対価とする場合、買付け等の対価は交換比率とされておりますが、「その交換に係る差金として金銭を交付する」ことも認められております（法第27条の2第3項、令第8条第2項）。

このため、公開買付者は、買付け等の対価として端数株式や単元未満株式の代わりに金銭を交付することもできるものと考えられます。

ただし、「交換に係る差金として交付する…金銭」を含め、買付け等の価格は「均一の条件」でなければならないとされているため（法第27条の2第3項、令第8条第2項）、①交付される公開買付者の株式（又は公開買付者の親会社の株式）と②端数株式や単元未満株式の代わりに交付される金銭は、その価格が均一である必要があります。

また、公開買付届出書の「買付け等の価格の算定の経緯及び基礎」欄には、①及び②の価格が均一であることの算定根拠を記載し（他社株府令第2号様式記載上の注意（8））、①について「有価証券等…の存在を示すに足る書面」、②について「公開買付けに要する資金…の存在を示すに足る書面」をそれぞれ添付する必要があると考えられます（他社株府令第13条第1項第7号）。

（問 18）有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、決済に要する有価証券のため、公開買付けの開始後に株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、公開買付届出書の添付書類である「有価証券等…の存在を示すに足る書面」としてどのような書面を添付する必要がありますか（法第27条の3第2項関係）。

（答）

「有価証券等…の存在を示すに足る書面」（他社株府令第13条第1項第7号）は、決済に要する有価証券等の調達が可能であることを相当程度の確度をもって裏付けるものでなくてはならないと考えられます。

決済に要する有価証券のため、公開買付けの開始後に株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が必要であるときは、株主総会の決議がなされていれば、決済に要する有価証券等の調達が可能であることが相当程度の確度をもって裏付けられていると考えられます。

このため、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が必要であるときは、「有価証券等…の存在を示すに足る書面」として、通常、株主総会議事録の写し（株式の発行又は自己株式の処分に係る決議事項を内容とする部分に限ります。）を添付する必要があると考えられます。

これに対し、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が不要であるときは、通常、取締役会議事録の写し（株式の発行又は自己株式の処分に係る決議事項を内容とする部分に限ります。）のほか、株主総会が不要であることを確認することができる書面を添付することで足りると思われられます。

（注）例えば、産業競争力強化法（以下「産競法」といいます。）第30条第1項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の場合、株主総会が不要であることを確認することができる書面として、通常、①産競法第30条第3項の規定により読み替えて準用する会社法第796条第2項に基づ

く一定規模以下の株式の発行又は自己株式の処分であり、かつ、②産競法第30条第3項の規定により読み替えて準用する会社法第796条第3項に基づき一定の数の株式を有する株主から当該株式の発行又は自己株式の処分に反対する旨の通知を受けていないことを証する旨の公開買付者代表者名義の書面を添付する必要があると考えられます。また、会社法第816条の4第1項の規定により株式交付計画の株主総会の承認を要しない場合、株主総会が不要であることを確認することができる書面として、通常、①会社法第816条の4第1項に基づく一定規模以下の株式交付であり、かつ、②会社法第816条の4第2項に基づき一定の数の株式を有する株主から当該株式交付に反対する旨の通知を受けていないことを証する旨の公開買付者代表者名義の書面を添付する必要があると考えられます。

(問19) 産競法第30条第1項の規定による有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、公開買付者は、買付け等の対価として端数株式を交付する場合、端数株式の交付後に端数処理による金銭の交付を行うこととなりますが(産競法第30条第3項の規定により読み替えて準用する会社法第234条第1項)、この場合、端数株式の交付を「遅滞なく」行えば足りるのか、それとも端数処理による金銭の交付まで「遅滞なく」行う必要がありますか(法第27条の2第5項関係)。

(答)

買付け等に係る受渡しその他の決済は、買付け等の期間が終了した後、遅滞なく行うこととされておりますが(法第27条の2第5項、令第8条第5項第2号)、有価証券をもって買付け等の対価とする場合、買付け等の対価はあくまで有価証券であるため、端数株式の交付が「買付け等に係る受渡しその他の決済」に該当するものと考えられます。

このため、公開買付者は、端数株式の交付を「遅滞なく」行えば足りると思われる。

会社法上の株式交付による有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、公開買付者が、買付け等の対価として端数株式を交付する場合(会社法第234条第1項)も、同様です。

(注) これに対し、公開買付者が、買付け等の対価として端数株式を交付するのではなく、「交換に係る差金」(法第27条の2第3項、令第8条第2項)として端数株式の代わりに金銭を交付する場合、買付け等の対価はあく

まで金銭であるため、金銭の交付が「買付け等に係る受渡しその他の決済」に該当するものと考えられます。このため、公開買付者は、金銭の交付を「遅滞なく」行う必要があると考えられます。

（問 20）公開買付者が、公開買付けへの応募の方法として、会社法上のいわゆる株主名簿記載事項証明書の提出を必要とすることを定めることはできますか（法第 27 条の 2 第 5 項関係）。

（答）

公開買付けへの応募の方法は、株券等の買付け等のために必要なものであれば、公開買付者において定めることができるものであると考えられますが、応募しようとする者に過度の負担を課すものではないなどの点において相当性が認められる必要があると考えられます。

例えば、公開買付けの対象である株券が振替株式ではなく、かつ、券面が発行されていないことから、公開買付者にとって、応募しようとする者にいわゆる株主名簿記載事項証明書（会社法第 122 条参照）の提出を求める必要が認められる場合には、そのような応募方法を定めることもできるものと考えられます。

ただし、その場合、応募しようとする者が株主名簿記載事項証明書を取得するために必要な期間も考慮して公開買付期間を設定することが望ましいと考えられます。

（問 21）買付者の曾孫会社は、いわゆる形式的基準による特別関係者に該当しますか。また、玄孫会社についてはどうですか（法第 27 条の 2 第 7 項第 1 号関係）。

（答）

買付者の曾孫会社（【図 1】の①のような資本関係にある会社を意味します。）は、いわゆる形式的基準による特別関係者（法第 27 条の 2 第 7 項第 1 号の特別関係者）に該当します。

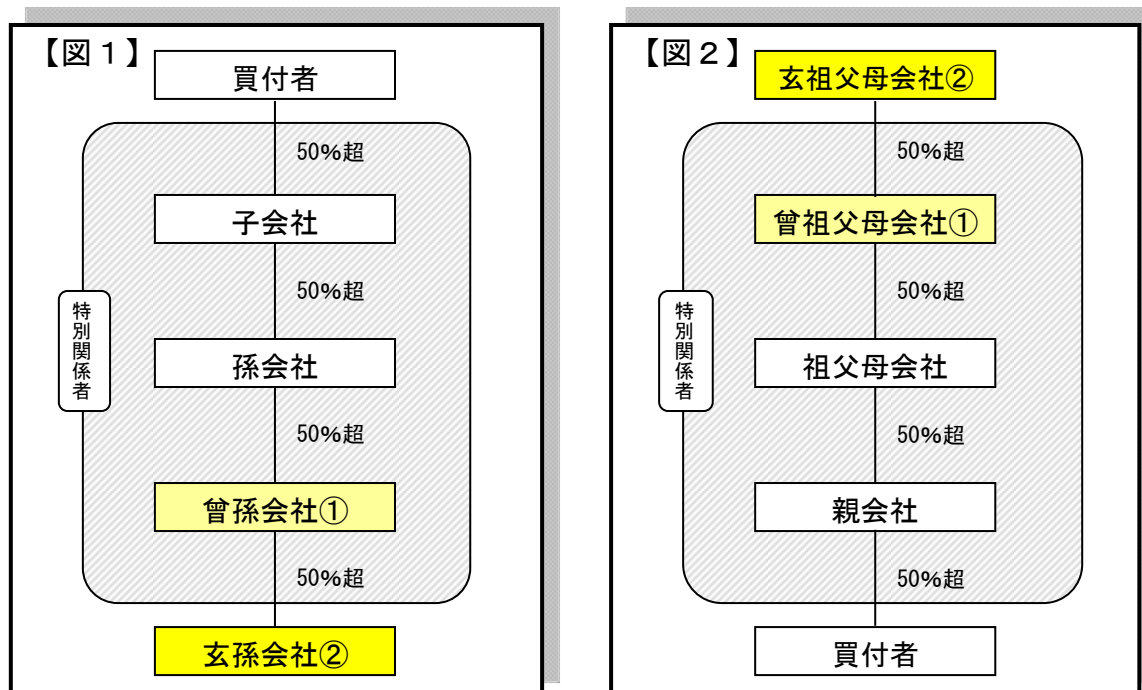
これに対し、買付者の玄孫会社（【図 1】の②のような資本関係にある会社を

意味します。)は、形式的基準による特別関係者には該当しないと考えられます。

(注) 例えば、【図 1】の子会社・孫会社・曾孫会社のいずれかが実態のないペーパーカンパニーであるような場合には、この限りではないと考えられます。

ただし、買付者と玄孫会社が共同して株主としての議決権を行使することを合意している等の場合、玄孫会社は、いわゆる実質的基準による特別関係者(法第 27 条の 2 第 7 項第 2 号の特別関係者)に該当することに留意する必要があります。

なお、以上は、買付者の曾祖父母会社及び玄祖父母会社(それぞれ【図 2】の①及び②のような資本関係にある会社を意味します。)についても同様に解することができると考えられます。



(問 22) 買付者が株式会社である場合、その取締役ではない執行役員は、いわゆる形式的基準による特別関係者となる「役員」に該当しますか(法第 27 条の 2 第 7 項関係)。

(答)

該当しないと考えられます。

ただし、役職名にかかわらず、いわゆる実質的基準による特別関係者（法第27条の2第7項第2号の特別関係者）に該当する可能性があるため、共同して株券等を取得することを合意している者等に該当しないかに留意する必要があります。

（問 23）組合が組合の事業活動として行う株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がある場合、公開買付者・特別関係者となるのは誰ですか（法第27条の2第7項第1号、法第27条の3第1項及び第2項関係）。

（答）

公開買付規制との関係においては、組合自体を公開買付者とする可以考虑されます。

（注）この問における「組合」とは、法人その他の団体（令第4条の4第1項第2号）に該当する組合をいいます。

その場合、公開買付開始公告の「公開買付者の氏名又は名称」の項目及び公開買付届出書の表紙の「届出者の氏名又は名称」の欄には、組合名及び業務執行組合員等の氏名又は名称（業務執行組合員等が法人等である場合には、その代表者の役職・氏名）を記載すべきであると考えられます。

組合自体を公開買付者とする場合、①当該組合の役員、②当該組合が特別資本関係を有する法人等、③当該組合に対して特別資本関係を有する者については、以下のように考えられます。

① 当該組合の役員

当該組合の業務執行を決定する者、すなわち、業務執行組合員等がこれに該当すると考えられます。

② 当該組合が特別資本関係を有する法人等

組合財産として他の法人等の総株主等の議決権の20%以上を有する場合における当該他の法人等がこれに該当すると考えられます。

③ 当該組合に対して特別資本関係を有する者

当該組合の財務及び営業又は事業の方針を決定する権限（通常、業務執行組合員等が有すると考えられます。）全体の20%以上を有する者（例えば、5名の多数決により決定する場合、それぞれの者が権限全体の20%を有すると考えられます。）がこれに該当すると考えられます。

（注）これに該当しない場合であっても、特に、組合員が少数である場合

などにおいては、いわゆる実質的基準による特別関係者（法第 27 条の 2 第 7 項第 2 号の特別関係者）に該当しないかに留意する必要があります。

（問 24）株主総会の基準日後、株主総会の前に、株式を売買するとともに、売主が、売却する株式についての当該株主総会における議決権行使を買付者に委任する場合、売主は、いわゆる実質的基準による特別関係者に該当しますか（法第 27 条の 2 第 7 項第 2 号関係）。

（答）

売主が既に手放した株式について、基準日の関係で売主の下に残っている議決権を株主総会時点の所有者に行使させるという趣旨であれば、通常、当該委任の事実のみをもって、いわゆる実質的基準による特別関係者（法第 27 条の 2 第 7 項第 2 号の特別関係者）に該当するものではないと考えられます。

（問 25）株券等所有割合の計算において、①対象者が所有する自己株式や②いわゆる相互保有により議決権のない株式はどのように取り扱われますか（法第 27 条の 2 第 8 項関係）。

（答）

株券等所有割合は、基本的に以下の式により計算されます（法第 27 条の 2 第 8 項、他社株府令第 6 条）。

$$\text{株券等所有割合} = \frac{\text{買付者及び特別関係者の所有株券等に係る議決権の数}}{\text{総株主等の議決権の数} + \text{買付者及び特別関係者が所有する潜在株券等に係る議決権の数}}$$

この式において、

- ① 対象者が所有する自己株式は分母・分子ともに議決権の数に含めません。
- ② これに対し、いわゆる相互保有により議決権のない株式（会社法第 308

条第1項、会社法施行規則第67条第1項参照)は分母・分子ともに議決権の数に含めます。

なお、分母の「買付者及び特別関係者が所有する潜在株券等に係る議決権の数」は、買付者又は特別関係者が複数いる場合、すべての買付者及びすべての特別関係者が所有する潜在株券等に係る議決権の数であると考えられます。

(問 26) 株券等所有割合の計算において、買付者又はその特別関係者が出資する組合が、組合財産として所有する対象者の株券等はどうに取り扱われますか(法第27条の2第8項関係)。

(答)

組合契約の内容及び当該組合の実態に照らし、個別事案ごとに判断する必要がありますが、買付者又はその特別関係者が、組合財産である対象者の株券等のうち、自己の持分に相当する部分を、自らの意思に基づき取得することができる場合(例えば、役員持株会の会員である場合は、これに該当すると考えられます。)には、当該部分を、当該者が了知し、又は容易に了知し得る範囲で、その所有に係る株券等として計算すべきであると考えられます。

(注) 容易に了知し得るか否かは、組合契約の内容や当該組合の実態のほか、株券等所有割合の計算が問題となる状況によっても異なり得ると考えられます。例えば、組合員が少数であれば少数であるほど、通常、了知することが容易になると考えられます。また、多数の取引が反復継続して行われているような状況においては、個々の取引の時点での自己の持分に相当する部分は容易に了知し得ないと考えられる一方、公開買付けのような単発の取引が行われる状況においては、当該時点での自己の持分に相当する部分は、通常、容易に了知し得ると考えられます。

また、買付者又はその特別関係者が、組合財産である対象者の株券等について議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資するのに必要な権限を有する場合、その所有に係る株券等として計算する必要があります(令第7条第2項第2号及び第3号)。

さらに、当該組合自体が買付者の特別関係者に該当する場合、組合財産である対象者の株券等のすべてを買付者の株券等所有割合に算入する必要があります。

なお、例えば、組合が買付者となり、その組合員が特別関係者となる場合のように、同一の株券等が、複数の買付者又は特別関係者の所有に係る場合、株券等所有割合の計算においては、買付者（買付者又は特別関係者のいずれか一方が複数である場合には、いずれかの買付者又は特別関係者）の所有に係る株券等として計算すれば足りる（二重にカウントする必要はない）と考えられます。

（問 27）公開買付開始公告の「公開買付けの目的」にはどのような事項を記載する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 1 項関係）。

（答）

公開買付届出書の「買付け等の目的」の欄と必ずしも同一の記載をする必要はなく、公開買付けの目的の概要を記載すれば足りるものと考えられます。「公開買付けの目的」として、例えば、完全子会社化する取引の一環として公開買付けを実施する場合には、「公開買付者は、対象者の株式のすべてを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としています。」などと記載し、連結子会社化するため公開買付けを実施する場合には、「公開買付者は、対象者の株式を取得し、対象者を連結子会社とすることを目的としています。」などと記載することが考えられます。

（問 28）公開買付開始公告に先立ち、公開買付けを実施することを予告する場合、どのような点に留意する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 1 項関係）。

（答）

個別事案ごとに判断する必要がありますが、例えば、公開買付けを実際に行う合理的な根拠がない（公開買付けの決済に要する資金の調達について相当程度の確度がない場合を含みます。）にもかかわらず、公開買付けを実施する予定がある旨を公表するような場合、風説の流布（法第 158 条）や相場操縦行為（法第 159 条第 2 項第 2 号）等に該当する場合もあり得ると考えられます。

（問 29）公開買付けに要する資金について、公開買付けの開始後に第三者から貸付けを受ける場合、公開買付届出書の添付書類である「公開買付けに要する資金…の存在を示すに足る書面」としてどのような書面を添付する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 2 項関係）。

（答）

「公開買付けに要する資金…の存在を示すに足る書面」（他社株府令第 13 条第 1 項第 7 号）は、決済に要する資金の調達が可能であることを相当程度の確度をもって裏付けるものでなくてはならないと考えられます。

したがって、公開買付けに要する資金について、公開買付けの開始後に第三者から貸付けを受けるため、「公開買付けに要する資金…の存在を示すに足る書面」として融資証明書等を添付する場合には、当該融資証明書等によって、当該貸付けが相当程度の確度をもって実行されるものであることが裏付けられなければならないと考えられます。相当程度の確度があるか否かは、貸付人の状況及び貸付けに係る契約又は合意の内容等の事実関係に照らし、個別事案ごとに判断する必要があります。

具体的には、例えば、以下のような場合には、相当程度の確度がある場合には該当しないと考えられます。

- ・ 貸付人の資力に疑義があることが明らかである場合
- ・ 貸付けに係る契約の締結又は貸付けの実行のための前提条件が付されており、当該前提条件の内容が、重要な点において具体的かつ客観的ではない場合又は公開買付けの決済までの間に成就することが合理的に見込まれない場合
- ・ 貸付人において、貸付けの実行のために当該時点において必要な内部的な手続（事前の条件提示に係る稟議・決裁等）が行われていない場合

また、相当程度の確度があるというためには、以下の点が確保されている必要があると考えられます。

- ・ 貸付人の承諾なく公開買付期間が延長されていないことを貸付けに係る契約の締結又は貸付けの実行のための前提条件とする場合には、与信判断に与える影響が軽微な事由による延長について当該承諾を不合理に拒否しないこととなっていること
- ・ 当該融資証明書等の効力に期限が付されている場合には、少なくとも、当初の公開買付期間（当初から予定されている延長を含みます。）及び公

公開買付けの終了から決済までの期間に 10 営業日を加えた期間をカバーするような期限であること

なお、当該貸付けに係る契約の締結又は貸付けの実行のための前提条件が付されている場合には、当該前提条件のうち、重要な事項の内容（いわゆる表明・保証等、当該前提条件において言及されている事項のうち、重要な事項の内容を含みます。以下この問において同じです。）を公開買付届出書に具体的に記載し、又は、当該前提条件のうち、重要な事項の内容が記載された書面を公開買付届出書に添付する必要があると考えられます。

（注）当該前提条件の内容が個人のプライバシーや会社の営業秘密に関わるなどの理由により、その開示をすることが、貸付人、公開買付者又は対象者その他の者の利益を著しく害するおそれがある場合には、当該利益に配慮した開示の方法が認められると考えられます。

（問 30）①公開買付けの対象者が自己株式を所有している場合や②公開買付者の特別関係者が所有する株券等について当該公開買付けに応募しないことを合意している場合であっても、いわゆる全部勧誘義務が生じる場合には、「買付け等に要する資金等」及び「公開買付けに要する資金」にそれらの株券等に相当する金額も含める必要がありますか（法第 27 条の 3 第 2 項関係）。

（答）

① 対象者が所有する自己株式

対象者が所有する自己株式で、公開買付けに応募されないことが明らかであるものに相当する金額は、「買付け等に要する資金等」（他社株府令第 2 号様式）及び「公開買付けに要する資金」（他社株府令第 13 条第 1 項第 7 号）に含まれないと考えられます。

② 特別関係者が所有する株券等

個別事案ごとに判断する必要がありますが、公開買付者の特別関係者が所有する株券等について当該公開買付けに応募しないことを合意し、その旨が公開買付届出書に記載されている場合については、通常、当該株券等に相当する金額は「買付け等に要する資金等」及び「公開買付けに要する資金」に含まれないと考えられます。ただし、当該特別関係者が合意に反して応募するおそれがあると認められる事情が特にある場合には、この限

りではないと考えられます。

（問 31）公開買付けにおいて、買付価格の公正性に影響を及ぼし得る事情や利益相反を生じさせ得る事情がある場合、当該事情を公開買付届出書や意見表明報告書に記載する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 2 項、第 27 条の 10 第 1 項関係）。

（答）

公開買付けの公正性を担保するための措置を講じているときは、その具体的内容を公開買付届出書や意見表明報告書に記載することとされており（他社株府令第 2 号様式記載上の注意（11）、第 4 号様式記載上の注意（5））、公開買付けの公正性に悪影響を及ぼすおそれがある事情がある場合には、その内容を具体的に記載する必要があります（他社株府令第 2 号様式記載上の注意（11） f、第 4 号様式記載上の注意（5） g）。そのため、買付価格の公正性に影響を及ぼし得る事情や利益相反を生じさせ得る事情があるにもかかわらず、当該事情を記載しない場合、通常、記載すべき重要な事項の記載が欠けていると認められると考えられます。

買付価格の公正性に影響を及ぼし得る事情や利益相反を生じさせ得る事情としては、例えば、以下のような場合が考えられます。

- ・ いわゆる MBO のために行われる公開買付けの際に、対象者において、公開買付価格の算定に関連して参照されることを前提として、当該 MBO に参加する取締役（将来参加する予定の取締役を含みます。以下この問において同じです。）の実質的な関与の下に事業計画等の作成・変更が行われている場合であって、①当該事業計画等が、対象者において従前作成していた事業計画等と大きく異なっている場合、②当該事業計画等が前提としている事実が、対象者において従前作成していた事業計画等が前提としていた事実と大きく異なっている場合又は③対象者において、従前、事業計画等が作成されていなかった場合
- ・ いわゆる MBO のために行われる公開買付けの際に、当該 MBO に参加する取締役が対象者のその他の役員及び従業員に対して有する実質的な支配力等に鑑み、当該取締役が当該 MBO に係る対象者の意思決定（当該 MBO を受け入れること、当該 MBO のために行われる公開買付けに対する賛同等）に明示又は黙示に強い影響力を及ぼしている場合

（問 32）対象者が、金融商品取引所の規則に基づきプレスリリースを公表した場合、公開買付者は、公開買付届出書の「対象者の状況」の「その他」欄の記載や訂正届出書の提出を行う必要がありますか（法第 27 条の 3 第 2 項第 3 号、第 27 条の 8 第 2 項関係）。

（答）

対象者が、金融商品取引所の規則に基づきプレスリリースを公表した場合であっても、必ず公開買付届出書の「対象者の状況」の「その他」欄の記載や訂正届出書の提出を行わなければならないわけではなく、投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報や対象者について最近の有価証券届出書、有価証券報告書、特定証券情報及び発行者情報に記載又は表示されていない重要な事実を知っている場合における当該事実該当する場合に行えば足りるものと考えられます（他社株府令第 21 条第 3 項第 2 号、第 2 号様式記載上の注意（45））。

（問 33）令第 10 条に掲げる者（公開買付代理人等）が、公開買付者の特別関係者である場合、公開買付期間中に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等を行うことができますか（法第 27 条の 5 第 3 号関係）。

（答）

令第 10 条に掲げる者（公開買付代理人等）が、公開買付期間中に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等を行うことは、令第 10 条に掲げる者（公開買付代理人等）が公開買付者の特別関係者である場合であっても、別途買付けの禁止の例外に該当し（法第 27 条の 5 第 3 号、令第 12 条第 2 号）、これを行うことができると考えられます。

（問 34）公開買付期間中に対象者又は公開買付者が有価証券報告書を提出した場合、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書の提出、訂正した公開買付説明書の交付を行う必要がありますか（法第 27 条の 8 第 2 項、第 27 条の 9 第 3 項関係）。

(答)

公開買付届出書の記載事項のうち、「公開買付者の状況」の「会社の概要」「経理の状況」欄や「対象者の状況」の「最近3年間の損益状況等」「株主の状況」欄（他社株府令第2号様式）については、当該者が継続開示会社である場合には、当該者が有価証券報告書等を提出した旨（公開買付期間中に提出される有価証券報告書等の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期等）を記載事項とし、有価証券報告書等の該当箇所を記載した書面を添付することを可としています。

この場合でも、公開買付期間中に対象者又は公開買付者が有価証券報告書を提出したときには、添付書類の内容が変更され、また、公開買付届出書の当該欄を直接記載した場合でも当該欄の内容が大幅に変更されるため、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したとして、訂正届出書を提出する必要があるものと考えられます（他社株府令第21条第3項第2号）。

これに対して、公開買付説明書については、公開買付者又は対象者が継続開示会社であり、公開買付届出書において有価証券報告書等を提出した旨を記載（有価証券報告書等の該当箇所を記載した書面を添付）し、公開買付期間中に有価証券報告書が提出される予定である旨及び提出予定時期の記載がなされている場合には、記載事項の内容に実質的な変更が生じないこととなると考えられるため、公開買付説明書を訂正し、また、既に公開買付説明書を交付している者に対し、訂正した公開買付説明書を交付する必要まではないものと考えられます。

（問 35）公開買付期間中に対象者が半期報告書を提出した場合、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか。また、公開買付者が半期報告書を提出した場合はどうですか（法第27条の8第2項関係）。

(答)

公開買付期間中に対象者が半期報告書を提出した場合であっても、必ず公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないわけではなく、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合に訂正届出書を提出すれば足りるものと考えられます（他社株府令第21条第3項第2号）。

この点、例えば、対象者が提出した半期報告書に新たな役員の異動の記載があるような場合には、通常、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事

実が発生した場合に該当すると考えられますが、役員の異動がない場合や親会社又は主要株主（法第 163 条第 1 項に規定する主要株主をいいます。）に該当しない株主の異動については、通常、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合には該当しないものと考えられます。

また、公開買付者が半期報告書を提出した場合についても、必ず公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないわけではなく、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生した場合に訂正届出書を提出すれば足りるものと考えられます。もっとも、半期報告書に、公開買付届出書に記載すべき事項に関する重要な事実が記載されているような場合には、通常は、半期報告書の提出以前に、当該事実が発生し、公開買付者がこれを認識した時点で、公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならないと考えられます。

なお、いずれの場合についても、当初の公開買付届出書において、公開買付期間中に新たに半期報告書が提出される見込み又は予定である旨を記載しておくことが望ましいと考えられます。

（問 36）対象者の業務執行を決定する機関が剰余金の配当を行うことについての決定をしたことを公開買付けの撤回事由とすることができますか（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。

（答）

当該決定が公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情である場合、令第 14 条第 1 項第 1 号ネの「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」として、公開買付けの撤回事由とすることができると考えられます。

（注）公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものである場合に限られます。

この点、同号に掲げるものであっても軽微なものは除かれる（同項ただし書）ことに鑑み、当該決定に係る剰余金の配当の額が最近事業年度の末日における純資産の帳簿価額に比べ少額（例えば、10%に相当する額未満）である場合や対象者が既に公表している配当予想の額との差異が小さい場合については、撤回事由とすることはできないと考えられます。

(問 37) 公開買付けに要する資金について、公開買付けの開始後に第三者から貸付けを受ける場合において、当該貸付けを受けることができないことを公開買付けの撤回事由とすることができますか（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。

(答)

貸付けを受けることができないこと自体を撤回事由とすることはできないと考えられます。

なお、貸付けを受けることができない原因となる事実が、令第 14 条に規定する事由（例えば、同条第 1 項第 1 号ネに規定する「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」、同項第 3 号ヌに規定する「イからリまでに掲げる事実」又は他社株府令第 26 条第 4 項第 6 号に規定する「前各号に掲げる事情に準ずる事情」）に該当する場合には、当該事由を撤回事由とすることが考えられます。

例えば、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約が終了した場合、③対象者の重要な子会社に令第 14 条第 1 項第 3 号イからリまでに掲げる事実が発生した場合などは、通常、同号に規定する「イからリまでに掲げる事実」に該当すると考えられます。また、④当該貸付けを受けることが法令に違反することとなる場合などは、通常、他社株府令第 26 条第 4 項第 6 号に規定する「前各号に掲げる事項に準ずる事項」に該当すると考えられます。ただし、公開買付けの開始時点において、公開買付者が当該法令違反を構成する事実を認識し又は認識することができた場合には、この限りではないと考えられます。

(問 38) 公開買付けに先立ち、公開買付者と対象者の大株主との間で、公開買付者の行う公開買付けに大株主が応募する旨の合意をします。当該合意の内容として、特定の事由が生じた場合には、大株主が応募を取り止めることを義務付けることは、公開買付規制上、どのような問題がありますか（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。

(答)

公開買付けに先立ち、公開買付者が対象者の大株主との間で、公開買付者の

行う公開買付けに大株主が応募すること又は応募しないことを合意することは、それ自体、直ちに公開買付規制に抵触するものではないと考えられます。

しかし、公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の下限を定める場合であって、当該大株主が応募しない限り応募株券等の数が当該下限に達せず公開買付けが不成立となることが明らかである場合においては、特定の事由が生じた場合に当該大株主が応募を取り止めることを義務付けることは、実質的には当該特定の事由を公開買付けの撤回事由とすることと同視されるため、公開買付けの撤回等に関する規制（法第 27 条の 11 第 1 項参照）の趣旨が及ぶものと考えられます。

したがって、上記の要件に該当する場合は、

- ① 法令上、公開買付けを撤回することができる事由（令第 14 条参照）以外の事由により応募の取止めを義務付けることはできず、
 - ② 法令上、公開買付けを撤回することができる事由の範囲内で応募の取止めを義務付ける場合であっても、どのような場合に応募の取止めを義務付けているかについて、あらかじめ公開買付開始公告及び公開買付届出書に具体的に記載する必要がある、
 - ③ 実際に当該事由が生じた場合には、公開買付開始公告の訂正及び公開買付届出書の訂正届出書の提出が必要である
- と考えられます。

なお、上記の要件に該当する場合に限らず、公開買付者と対象者の大株主が公開買付けへの応募又は不応募について何らかの合意をしている場合には、大株主の応募の有無が公開買付けの結果に与える影響の大きさに鑑み、その内容を公開買付届出書に具体的に記載する必要があると考えられます（他社株府令第 2 号様式記載上の注意（14））。

（問 39）公開買付けに係る株券等の買付け等について、公開買付者が、公開買付期間中に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受けた場合、公開買付けの撤回等を行うことができますか。裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合はどうですか（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。

（答）

当該事前通知（独占禁止法第 50 条第 1 項参照）に係る排除措置命令（同法第 17 条の 2 第 1 項参照）の具体的な内容にもよりますが、例えば、株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じるものである場合、通常、株券等の取得につき「許可等」（令第 14 条第 1 項第 4 号）を得られなかったものとして、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。

また、同法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令（同法第 70 条の 4 第 1 項参照）の申立てを受けた場合も同様に、通常、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。

（注）いずれの場合も、公開買付開始公告及び公開買付届出書において、上記のような事情が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことがある旨の条件を付していることが必要となります。

（問 40）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付期間の末日の前日までに公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けられないときには、公開買付けの撤回等を行うことができますか（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。

（答）

公開買付期間の末日の前日までに公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則第 9 条）を受けられない場合、通常、株券等の取得につき「許可等」（令第 14 条第 1 項第 4 号）を得られなかったものとして、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。

（注）公開買付開始公告及び公開買付届出書において、上記のような事情が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことがある旨の条件を付していることが必要となります。

ただし、公開買付けの開始時期及び株式取得の事前届出を行う時期の決定並びに公開買付期間の設定等において、公開買付期間の末日の前日までに待機期間（独占禁止法第 10 条第 8 項参照）が終了するようにする必要があると考えられます。

（問 41）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出が必要な場合、公開買付届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄にどのような記載をする必要がありますか。また、添付書類として、どのような書類を添付する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 2 項関係）。

（答）

公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けることが公開買付届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄における「許可等」（令第 14 条第 1 項第 4 号）に当たるものとして記載すべきであると考えられます。

具体的には、独占禁止法上の事前届出が必要である旨、事前届出を行った日又は行う予定の日及び待機期間が終了した日又は終了する予定の日に加え、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けている場合にはその旨等を記載する必要があると考えられます。

（注）なお、「株券等の取得に関する許可等」の欄には、（3）において、原則として、許可等の「番号」を記載する必要がありますが、「番号」に相当するものがない場合には記載を要しないものと考えられます。

また、上記の意味での「許可等」を得ている場合には、「許可等があったことを知るに足る書面」（他社株府令第 13 条第 1 項第 9 号）として、公正取引委員会から受けた排除措置命令を行わない旨の通知を添付する必要があると考えられます。

（問 42）公開買付けに係る株券等の買付け等について①公開買付けの開始前に公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、公開買付期間中に待機期間が終了した場合、②公開買付期間中に公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合、それぞれ公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか（法第 27 条の 8 第 2 項関係）。

（答）

公開買付届出書の届出日までに許可等がない場合、後に許可等があった時点で速やかに訂正届出書を提出しなければなりません（他社株府令第 2 号様式

記載上の注意（18））、公開買付者が、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、その旨を「許可等」（令第14条第1項第4号）として公開買付届出書に記載している場合、公開買付期間中に待機期間が終了したことをもって公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます。

これに対し、公開買付者が、公開買付期間中に、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合、「許可等」があったものとして、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があると考えられます。

この場合、当該訂正届出書において、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた旨等を記載するとともに、「許可等があったことを知るに足る書面」（他社株府令第13条第1項第9号）として、公正取引委員会から受けた排除措置命令を行わない旨の通知を添付する必要があると考えられます。

なお、「許可等」に投資判断に重要な影響を及ぼす条件が付されていない場合には、当該訂正届出書の提出に伴う公開買付期間の延長をする必要はありませんが（他社株府令第22条第1項第2号）、問題解消措置が講じられることを前提に排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、当該問題解消措置の内容等によるものの、通常、投資判断に重要な影響を及ぼす条件が付されているものとして、当該訂正届出書の提出に伴う公開買付期間の延長をする必要があることに留意する必要があります。

また、当該訂正届出書の提出後、公開買付期間中に待機期間が終了した場合、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます。

（問 43）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付期間中に公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けられない場合、公開買付期間を延長することはできますか（法第27条の6第1項関係）。

（答）

公開買付期間中に公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けられない場合、通常、公開買付期間が60営業日を超えない限り延長することができますが、60営業日を超えて延長することは、令第13条第2項第2号に

掲げる場合に該当しない限りできません。

なお、同号ハの規定により 60 営業日を超えて延長する場合には、延長前の公開買付期間の末日までに、金融庁長官の承認を受けるとともに、法第 27 条の 6 第 2 項又は第 3 項の定めるところにより公告・公表を行い、直ちに、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があることに留意する必要があります。

（問 44）応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付す場合、公開買付届出書に、買付け等を行う当該株券等の数の上限として具体的な数を記載する必要がありますか（法第 27 条の 13 第 4 項関係）。

（答）

記載する必要があると考えられます。

（問 45）公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の上限・下限を、当該株券等の種類ごとに定めることはできますか（法第 27 条の 13 第 4 項関係）。

（答）

公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の上限・下限を、当該株券等の種類ごとに定めることはできると考えられます。

ただし、公開買付け後における株券等所有割合が 3 分の 2 以上となる場合において、手残り株を抱えることになる株主が著しく不安定な地位に置かれることを防止するため、法第 27 条の 13 第 4 項、同項第 2 号及び法第 27 条の 2 第 5 項・令第 8 条第 5 項第 3 号は、応募株券等の一部の買付け等をしないという条件設定を禁止しており、一部の株券等についてのみ買付け等を行わないことを内容とする条件の設定は、いわゆる全部勧誘義務・全部買付義務の趣旨に反し、公開買付規制に抵触するものと考えられます。

例えば、2 種類の株券等を発行している会社に対する公開買付けにおいて、一方の種類の株券等についてのみ下限に達しないときに、当該種類の株券等については応募株券等の買付け等を行わないこととしつつ、他方の種類の株券等については応募株券等の買付け等を行うことを内容とする下限の定めは、一部の株券等についてのみ買付け等を行わないことを内容とする条件の設定に該当

すると考えられます。そのため、公開買付け後の株券等所有割合が3分の2以上となる場合には、こうした条件の設定は公開買付規制に抵触するものと考えられます。

（問 46）公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の上限・下限を、当該株券等の種類ごとに定める場合に、公開買付届出書の「買付予定数の下限」及び「買付予定数の上限」には、どのような事項を記載する必要がありますか（法第 27 条の 13 第 4 項関係）。

（答）

公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の上限・下限を、当該株券等の種類ごとに定める場合に、公開買付届出書の「買付予定数の下限」及び「買付予定数の上限」欄には、いわゆる普通株式に換算した株式の数をあわせて記載すべきであると考えられます。

平成 21 年 7 月 3 日公表

平成 21 年 11 月 26 日改訂（追加：問 7～11）

平成 22 年 3 月 31 日改訂（追加：問 12～38）

平成 23 年 4 月 6 日改訂（追加：問 39～41）

平成 23 年 7 月 1 日改訂（変更：問 9、10 追加：問 42～44）

平成 24 年 8 月 3 日改訂（追加：問 45）

令和 2 年 9 月 30 日改訂（変更：問 24、34、37 追加：問 46、47）

令和 3 年 3 月 1 日改訂（変更：問 1、7～10、12、14～48 追加：問 13、49、50）

令和 6 年 4 月 1 日改訂（変更：問 2）

令和●年●月●日改訂（変更：問 7、10～12、16～19、25、26、28、29、31、32、37、38、40～43、46 問番号変更：問 2～13、16～35、39～46 追加：問 14、15 廃止：旧問 5、22～34、27、30）